平成２５年（フ）第５６号
高知市大津乙1242番地１　第14つくもコーポ108号
債務者　細木　　豊
１　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９４号
横浜市栄区長沼町590番地１　アネックスハルＣ202号
債務者　小野寺　茜
１　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１４号
神奈川県大和市上和田1011番地２
債務者　山内あゆみ
１　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５７号
東京都東大和市桜が丘３丁目44番地の31桜が丘団地12―106号
債務者　烏野　　修
１　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１５８号
東京都東大和市桜が丘３丁目44番地の31桜が丘団地12―106号
債務者　烏野みゆき
１　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９９号
東京都立川市錦町１丁目22番21号コーポガーデン101号
債務者　庄子　翔兵
１　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０１号
愛知県安城市今本町２丁目２番４号　アンプルールリーブルサンモール101
債務者　谷口　正美
１　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月１日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
北海道十勝郡浦幌町字万年359番地54
債務者　雁部　理香
１　決定年月日時　平成25年３月25日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２８８号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目９番２―101号
債務者　冨永じゆんじ
１　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１６５７号
福岡市早良区田村４丁目21番14号
破産者　有限会社宝珠工業
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２７１号
札幌市西区西野３条６丁目２番15号
破産者　株式会社ティアイ
１　決定年月日　平成25年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４４号
京都府舞鶴市福来問屋町29番地11
破産者　株式会社ナウビレッジ
１　決定年月日　平成25年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第２２１号
岡山市南区万倍97番地２、開始決定時の住所岡山市北区野田屋町２丁目２番10号
破産者　髙田　美穂
１　決定年月日　平成25年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８９号
福島市山口字新田127番地
破産者　財団法人日向山霊園
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２５１号
最後の住所福島市宮下町１番24号
破産者　亡菅野外作相続財産
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１５９９号
東京都町田市金森1134番地４
破産者　森崎　公幸
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６３６号
東京都東村山市廻田町２丁目11番地25丸田方
破産者　渡辺　知也
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７５１号
東京都東村山市栄町３丁目12番地１ハイツリベルテ203
破産者　株式会社ＫＣＣクリーンサービス
１　決定年月日　平成25年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部